

平成 28 年 7 月 10 日執行参議院議員通常選挙 投票にあたっての注意事項

1 投票できる人

今回の選挙で投票できる方は、平成 10 年 7 月 11 日までに生まれた方（7 月 10 日現在で 18 歳以上の方）で、市町の選挙人名簿に登録されている方です。

2 投票日・投票時間

投票日は、7 月 10 日（日）です。

投票時間は、原則として午前 7 時から午後 8 時までです。

なお、一部の投票所（80 投票所）では、投票時間が短縮されますので、最寄りの市町選挙管理委員会にご確認ください。

3 投票は 2 種類

今回の選挙では、2 種類の投票が行われることから、次のように投票用紙の色を区分してあります

また、記入方法も異なりますので、投票にあたっては、投票用紙の種類を必ず確認ください。

- ・選挙区選挙 薄黄色 候補者名を記入
- ・比例代表選挙 白色 候補者名か政党等名を記入

特に比例代表選挙では、候補者名でも政党等名でも投票することができます。

みなさんの貴重な一票を政治に反映させるためにも、候補者名、政党等名は投票所内の氏名等の掲示で確認の上、正確に記入してください。

4 期日前投票の利用

仕事、旅行などのため、投票日（7 月 10 日）に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票ができます。

【期間】7 月 9 日（土）までの毎日

【時間】午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

（なお、一部の期日前投票所では期間や時間が変更されていますので、詳しくはそれぞれの市町選挙管理委員会にご確認ください。）

【場所】各市役所・町役場など

（詳しくは、最寄りの市町選挙管理委員会へお問い合わせください。）

5 代理投票・点字投票

【代理投票】心身の故障などの理由により文字を書けない人には、代理投票の制度があります。

【点字投票】目の不自由な人には、点字投票の制度があります。

代理投票あるいは点字投票を希望される場合は、投票管理者に申し出てください。

期日前投票の手続など詳しいことは、市町選挙管理委員会又は県選挙管理委員会（076-225-1282）へお問い合わせください。